

国際法協会第六五回（一九九二年）

カイロ（エジプト）大会報告

国際法協会（International Law Association）の第六五回世界大会は、一九九二年四月二〇日から二六日にかけて、カイロで開催された。会議の日程は、次の通りであった。

第一日（四月二〇日）

午前 登録

午後 登録、歓迎会

第二日（四月二一日）

午前 理事会、開会式

午後 ①航空管制の法的側面、②体制変動と国家の解体

——その世界秩序に与える影響（ワークショップ）、

③証券取引法

第三日（四月二二日）

午前 ④国際商事仲裁、⑤人権法の実施、⑥宇宙法、⑦地

域経済開発法

午後 ⑧国際商事仲裁、⑨長距離大気汚染の法的側面、⑩

海上中立法

第四日（四月二三日） 休日

第五日（四月二四日）

午前

⑪国際法におけるイスラム法（ワークショップ）、

⑫国際通貨法、⑬海洋法における排他的経済水域

午後

⑭国家免除、⑮文化遺産法、⑯慣習（一般）国際法の形成、⑰国内裁判所における国際法、⑱国際貿易法の発展

第六日（四月二五日）

午前

⑲「国際法の一〇年」とILAの今後の活動計画（ワークショップ）、⑳国際養子縁組と子の保護、

㉑軍備管理と軍縮法

午後

㉒難民の法的地位、㉓新国際経済秩序の法的側面・持続可能な発展の法的側面

第七日（四月二六日）

午前 理事会、総会、閉会式

この大会の参加者は、通常の夏とは異なり参加しにくい時期であったためか、約二〇カ国から約二〇〇名とヨーロッパから近い割には多くはなかった。そのような中、日本からは、二〇名の参加者があった。

以下は、大会での議論の要旨である。

（道垣内正人）

①航空管制の法的側面

本部会は、航空管制機関の法的責任を課題とする。一九八八年のワルシャワ大会での検討および決議を受けて、本大会では条文案とそのコメントを主要な内容とする報告書が提出さ

れた。

条文案は、第一条「定義」、第二条「責任」、第三条「管轄」、第四条「時効」、第五条「求償」の五条からなる。第一条は、航空管制業務の定義、航空管制業務責任の始期・終期、条約の適用客である航空管制業務主体、シカゴ条約との関係の規定する。第二条は、航空管制業務の実施機関の損害賠償責任、責任の準拠法、実施機関の免除不享有、航空管制機関と航空機の責任関係を規定する。第三条は、管制業務地の裁判所の管轄、被害者の証拠確保のための公的機関の援助と文書保全、権限ある機関の出した結論の証拠価値を規定する。第四条は請求についての二年の時効を、また第五条は求償可能性を規定する。中心規定は第二条であるが、第二条は、責任について主張が分かれた、客観責任の適否、責任限度には立ち入らず、航空管制機関の責任および免除不享有のみを定めた。また航空管制機関と航空機の責任の関係については、両者の責任分配をどの程度明瞭にするかに応じて三つの案が提示された。

会合では部会議長のマッテが本課題の過去の経緯を説明し、一九八八年のワルシャワ大会では条約案がガイドラインのいずれを目指すかが議論となったことが紹介され、特別報告者のバッチエリが従来の条約で航空管制業務の責任がはっきりしていないために論争になってきたことが説明された。フロアーからは、ベックシュティゲル、ドゥンク、ラビン、ウィリアムズが発言した。議論は、第二条に集まり、問題の難しさのゆえ

んが航空管制機関の責任の準拠法、国家責任との関係にあることが指摘され、特別報告者の提案への賛意が示された。

その後、会合では空法を扱う新部会の設置が議論され、参加者はこもごも、空法については重要な課題（たとえば責任の他の側面、製造物責任）が多く、また相互に関係していると述べ、国際法協会内に空法を扱う適当な機関を維持していくように要請していくこととなった。

以上の討議を受けて、本大会では条約案を採択し、部会が空法分野の新規検討課題として、地域経済組織における航空交通権、航空会社の多国籍企業化、製造物責任、航空機騒音を挙げたことに留意することを主要な内容とする決議を採択した。

（小寺 彰）

②体制変動と国家の解体（ワークショップ）

一 このワークショップは、研究企画委員長のクロフォード（James Crawford）が議長を務め、四人のパネラーがまず発題した後に、討議が行なわれた。最初にクロフォードがこのワークショップを企画した趣旨を簡単に述べ、東欧・ソ連の解体に国際法的にどう対処すべきであるかという点を検討することの重要性と、とくにそれが従来において国家承継の問題に相当に力を注いできたILAの実績にもかかわらずものであることを強調した。ついでイギリス外務省法律顧問であるバーマン（Frank Berman）が、イギリスが承認不要論をとるように

なった後においても、政体の変更があった場合にどう対処し、これらとの間でいかなる関係を構築すべきかの問題は依然として残されるとした上で、最近のヨーロッパにおける情勢についてのイギリスの考え方を紹介した。そのなかで、特に、国家の存在にとって形式的な承認行為が必要であるか否かという問題と国家の存在をいかなる証拠と基準によって判断するかの問題が混同されてはならないと強調しつつ、後者の前提となる基準は現状では必ずしも確立されていないとしていた点が注目される。また承認問題の中核は承継問題の処理にあるが、しばしばそれは国家の同一性の継続の問題と混同されているという指摘もなされた。ついでフランスのステルン（Brigitte Stern）が、政府の変更と国家の解体とは区別されるべきであり、前者においては承継の限度が関係国間の合意によって解決されるのに対して、後者の場合には承継の問題は本来的には生じないということを指摘し、ソ連やユーゴスラビアの事例がこのいずれにあたるかという問題を提起した。ユーゴスラビアのブライチ（Milan Bujacic）は、ユーゴ解体の現状について、その歴史を踏まえて熟を込めて語ったが、その主張の中心はECをはじめとする諸国が国際法の諸原則にしたがってユーゴスラビアの国家としての同一性の継続を認めるべきであるという点にあった。とくに分離の権利の行使は、暴力によってではなくユーゴスラビアの憲法の条項にしたがって法的になされるべきであり、自

べきではないと主張した。これは半世紀以上も存続した連邦国家が解体した場合に、今度はそれぞれの独立国家内部で発生するであろうさまざまな少数民族問題を危惧した発言でもあった。最後に南アのデュガード（John Dugard）が、国家の解体が政治的な問題になっている場合に、国境の現状の尊重という原則に有利な推定を与えないと細分化（fragmentation）が不可避となり国際秩序が混乱することを指摘し、ユーゴスラビアを例にとり、性急に民族集団に独立権を与えると国内的な混乱の收拾がつかなくなるとして、ユーゴに対するアメリカおよびドイツに指導されたECの対応を批判するとともに、新国家が人権の保障基準を充たさないかぎり、国際連合への参加を認めるべきではないと主張した。

二 ついでなされた討議においては、ユーゴの問題が相当の比重をもって議論されたが、その中から一般化できる主張を取り出すと、次のように要約できる。ユーゴの事例に対する欧米の反応は、連邦憲法に民族自決権の保護規定が盛り込まれていたことに基づく特殊な事例であって必ずしも一般化できるものではないが、この問題の背景には「領域」国家として成立した「国民」国家という歴史的なジレンマがある、すなわち領域を単位とする国家はその内部に少数民族問題を必然的に派生するが、民族を単位として領域を再配分することは、それらの地域のバルカン化を招き、ひいては国際秩序の不安定化を招くというジレンマがあるという主張がなされた。またこれら現代的な

油会社事件の命令で、裁判所が「(イギリスの) 苦情の基礎をなす請求は、完全に国際的管轄権の範囲外にある」とは「ア・プリオリには認められない」とした。また核実験事件の命令では、「請求訴訟に主張される権利が、一応、裁判所の管轄権の範囲内にある」ということになった。

- (17) Separate Opinion of Judge Shahabudeen, *ICJ Reports 1991*, pp. 28-36.
(18) *PCIJ Series A, No. 12*, pp. 9-11.

問題については、国際法の変化を加味した法の適用を議論する必要がある、国際社会の構造変動を反映した議論が展開されるべきであり、その意味でこれら問題に国際法の立場から対処するために「世界秩序」の定義を明確にする必要があるという主張もなされた。また承認の問題の中核である承継の問題は、結局は、国家間の「合意」によって処理される以外にはないということも主張された。もともと、こうした議論が深められることはなかったといつてよく、討議の中心は、ユーゴスラビアの情勢が緊迫していたこともあって、そこに集中されてしまったという感じが強く、クロフォードが最初に提起した東欧やソ連の国家解体に国際法学の立場からどのように対応すべきかという論点が、十分に検討されたとは必ずしも言えない。またこのワークショップについては、これを総括する報告も取り纏められることがなかった。

(奥脇直也)

③証券取引法

一 国際証券取引法委員会は、一九九〇年クイーンズランド大会の際に最初のワーキング・セッションを開催し、今回のカイロ大会が第二回目の会合であった。委員長 Collins (イギリス) が欠席のため、今回は Purvis (オーストラリア) が座長。現実的なのは、OECD のモデル租税条約に基づいて多くの二国間条約が結ばれているように、各国相互間の管轄を分配し範囲を画定する方法であろう、と述べた。

カイロ大会のために配布された委員会報告書の第二部は、「執行および実体規制面における国際的協調」という題で、Hober と Willis (オーストラリア) が共同執筆したものである。そこでは前記の一般論に続いて、証券に係る関係のあるこれまでの協定期間が概説されている(多国間協定——①民事又は商事に関する証拠の外国における採取に関するヘーグ条約(一九七〇年)、②民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(一九六五年)、③内部者取引に関する EEC 条約(一九八九年)、二国間協定——①刑事の捜査・司法共助、②情報提供の協力に関する覚書(MOU)、これに関する IOSCO の一〇原則など)。Hober は時間の制約のためこれらには立ち入らなかった。

四 これに続いて、報告書第二部のもう一人の執筆者である Willis が、上記二国間協定②情報提供の協力に関する覚書(MOU)について報告した。政府と政府の間だけでなく、各種のレベルの証券規制機関の間で、多くの覚書が取り交わされている(アメリカの SEC は約二二、イギリスの SIB その他

同女史は引続き、国際証券取引の分野における前回報告以後の重要な展開として、次の二点を取り上げた。

一つは OECD の証券市場アド・ホック・グループが一九九一年に出した「証券市場におけるシステム・リスク」という報告書である。その中の「各国」証券市場の相互依存性と価格変動に関する記述が重要だと指摘した。

他の一つは、業者の財務基準について、証券監督者国際機構(IOSCO)が行っている調整作業である。これは銀行の財務基準につきバーゼル協定ができたことに影響を受けた。証券業を営む銀行も専業の証券業者も、手持ち証券の値下がり損による、ポジション・リスクないしマーケット・リスクを負う。

それなのに、証券業者に対する国レベルの財務規制は、銀行の証券業務に適用されていない。IOSCO は、証券業者に対する規制の国際的調整を図るためにテクニカル・コミTEE を設け、その中の第三作業部会が自己資本規制基準を作成した。テクニカル・コミTEE は、国際的に活動する証券業者と銀行に共通の、最低基準を設けることについて、バーゼル委員会との協調を申し入れた。これがうまく運ぶと、国際レベルにおける新しい法形式が生まれることになる、と結ばれた。

三 次いで Hober (スエーデン) が規制に関する国際的協調について IOSCO の役割を述べた。Hober は、証券業者と銀行は劣る。それによって得られる国際間の協調の程度にも差があることは否定できない。しかし、正式の条約にまで持ち込むとすれば、交渉に長い時間がかかり、結局締結されずに終わることもあるなど、多くの困難を伴う。これらの点を比較考量して、SEC は最近 MOU の長所を活用することを重視している。IOSCO も MOU を標準化して利用の拡大を図ろうとしている。今後は、条約に代わってこの方式が、実体規定の調整を進める上でも重要な地位を占めるようになるだろう、と述べた。

五 委員会報告書の第三部は、Austin (オーストラリア) の執筆になる「国際的自動証券取引システムに関する規制上の諸問題」である。Austin が欠席のため、Willis が引続きこの部分の要旨を報告した。第三部は、一九九〇年クイーンズランド大会のパネル・ディスカッション(資本市場の国際化)でなされた報告とほぼ同じ内容である。これについては同大会の報告の中で紹介したので省略する。

六 以上の諸報告の後、アルゼンティン、日本、ドイツ(二人)、インド(二人)、イギリス、フランス(二人)からの参加者の発言と若干の討論があった。実体規定の統一を求める声もかなりあった。最後に座長が委員会報告書の方向で研究を継続

することを諮り、了承された。

(龍田 節)

④ 国際商事仲裁

一 一九九〇年のクインズランド大会を前にして、日本支部内に国際商事仲裁委員会が設けられたこと、クインズランド大会において、爾後 Transnational Rules (T.R.) (lex mercatoria とされるものや法の一般原則から成る anational law のこと)、ガイヤール委員長の趣味で、T.R. という言葉が使われている(を適用した仲裁判断執行の問題を検討することが決ったことは既に報告したとおりである(本誌第八九卷六六〇—六六一ページ))。

二 その後この計画の具体化についてガイヤール委員長と数次書状のやりとりをしたが、同委員長は、前項で述べた執行の問題を細分して考えること、さらに、いずれはいかなる T.R. が仲裁で認められるかも検討したいとの意向を強く示した。執行に関する問題を細分して考えるとは、(イ) 仲裁合意が T.R. の適用を定めていた場合、(ロ) 仲裁合意が仲裁判断に適用すべき基準に関する定めを欠いていた場合、(ハ) 仲裁合意が適用すべき基準として、ある国内法を指定していた場合のそれぞれにつき、仲裁廷が T.R. を適用して判断をくだし、国内裁判所がその執行を求められた場合、裁判所はいかに反応してきたか、するべきであるかを考えるということであった。

そこでカイロ大会を前にして、一九九一年一月二四日、日

本支部国際商事仲裁国内委員会は(構成員は一に掲げた報告にあるとおり)その第一回会合を開き、以上の点につき討議したが、日本の判例には前記の執行の問題を取り上げたものがない。そこで将来問題が生じた場合如何に対応すべきかが討議された。(イ) は当事者の合意に基づく仲裁の本質からしてなんら問題なく、(ロ) とともに民事訴訟法八〇一条の定めるいずれの場合にも該当せず、ニューヨーク条約に照らしても執行に支障ないことが確認された。(ハ) の場合は国内法適用の結果と T.R. のそれがたまたま一致する場合に實際上の支障がないとしても、仲裁廷がそこまでの自由をもつべきか問題であり、国内法と T.R. 適用の結果が異なる場合、条理、公序などによって執行を拒否できないか議論された。委員の多数はこの場合でも八〇一条によって拒否は不当との意見であったが、二名は、八〇一条一の「仲裁手続ヲ許ス可カラシトキ」に当たるとの見解を示した。

三 カイロ大会の国際商事仲裁委員会は、四月二二日午前と午後を通し、ローザンヌ大学名誉教授クロード・レイモン弁護士が議長となり、約五〇名が出席して開かれ、午前は T.R. を適用した判断の執行の問題、午後はそもそも如何なる T.R. が認められるかについて討論がおこなわれた。午前の討論のためにはニューヨーク条約など執行関連条約が T.R. に対してとる立場についてのナオン(アルゼンチン)の書面による報告が提出されていた。ここでは、諸国の裁判所が T.R. は曖昧、不確実、予見

不能であるから公序に反するとして T.R. 適用判断の執行を拒否することはないが、ニューヨーク条約自体は T.R. を適用した判断の執行拒否を求めていること、ヨーロッパ国際商事仲裁条約(一九六二)は T.R. 適用に寛大であること、パナマ条約(一九七五)はその反対であることが述べられている。筆者は日本につき、さきに紹介した日本での討論に基づく報告を行ったところヒルナー(スウェーデン)からスウェーデンでも同様であり、仲裁廷がどのような基準を適用しても裁判所は執行を認めるとの発言があった。ドイツでは日本と同じく判例はなく、lex mercatoria の適用と amiable composition は、法にゆかない仲裁という点で共通するところ、裁判所は外国判断に対してはより寛容である(シュロッサー)とのことであった。リ

フィン(米)は、アメリカの裁判所は T.R. 適用に寛大であると報告し、ボウデン(英)は英国では基本的に法の適用が求められると述べた。キャステイジャン(仏)は、フランスでは T.R. が明確であることが求められるとした。なお米国については、リフィンのあげた例は油に関するものだけではないか、アメリカでも当事者による実質準拠法の指定にも拘らず仲裁廷が T.R. を適用すれば、仲裁人の義務違反が問われうるし、執行が認められない可能性が大であるなどの批判があいついだ。インドの委員が本題に直接関係しない内容のペーパーを滔々と読み上げたのを別として、的をはずれた発言はなく、実のある討論がおこなわれたといつてよい。

引午後の討論はなわちいかなる T.R. が認められているかについての討論は午前の討論と比べてまとまりがなく、この問題の議論にはさらに十分な実証的調査が必要なが明らかにされたといえよう。ここで検討され、今後も検討されるかと思われる問題は次のとおりである。解釈 (Les règles d'interprétation des contrats) 履行困難と再交渉 (L'imprévision et l'obligation de renegotier) 長期契約当事者の協力義務 (Le devoir de coopérer dans les contrats à long terme) Exceptio non adimpleti contractus 禁反言 (Non concedit venir contra factum proprium) 不可抗力 (Force majeure) 損害賠償 (Domages) 利息 (Intérêt)。

T.R. が広く認知されることを望む派に属するらしいガイヤール委員長は、この報告の二(イ)(ロ)(ハ)いずれの場合でも、T.R. を適用した判断につき、その効力、執行可能性を問うべきでないとする内容の決議案を提示したが、ヒルナー(スウェーデン)が(ハ)の場合につき強く反対、筆者もこれに同調、ボウデン(英)と筆者が(ハ)の場合を除いて、より穏健な表現に書き改め(それは決議があまり新しい意味をもたないということにもなる)、これが全員一致で承認された。決議末尾には、いわゆる T.R. の内容と適用についてさらに研究を続ける旨が述べられており、それを如何に行うかが今後の課題である。

(澤田壽夫)

⑤ 人権法の実施

人権法の実施に関する部会は、四月二二日午前、Kania 判事（インド）を座長にして行われた。

先ず、委員長の Uthman (米) が委員会の作業のこれまでの経緯を説明し、前回の会議で今後の作業として取り上げられることになった世界人権宣言の地位について、前回の討議を踏まえた新しい質問書を送付したが、回答はなお十数カ国にとどまっていること、各国の状況は一九九四年に予定されている最終報告で詳しく取り上げることなどが述べられた。次に、報告者の Hamann (米) が今回提出された「国内法及び国際法における世界人権宣言の地位に関する中間報告」について説明したが、報告書の内容は要次の通りである。

報告書は先ずその概要を明らかにし、世界人権宣言が一九四五年以後の人権に関する一般的・地域的条約の基礎になっており、今日その起草者が望んだより遙かに多くの道義的、政治的、法的影響を及ぼしているとしたうえで、宣言の多くの条項は慣習国際法となっており、多くの憲法、国内法、政策のモデルになっていることを指摘している。また、宣言はいくつかの国の判例で言及されているが、これらに関して世界的規模で十分な調査が行われていないことに鑑み、この委員会の目的は人権宣言の国内法体系に対する影響を調査することであると述べている。

要するところから、最終報告ではそれについても分析すると共に各国からの情報を加えることになっている。

最後に、前回の報告書で示された世界人権宣言に関する質問書について以下の改訂版が示された。

一、貴国は世界人権宣言を全体として、または部分的に、慣習国際法を表明又は反映していると考えるか。国連、ILOその他の国際機関における意見表明を含む政府の立場を示す公式声明のコピーを送付されたい。

二、貴国はどのような人権条約の当事国になっているか。批准した条約のリストを、可能ならば批准の日付け及び批准の際に付された留保を含めて提供されたい。

三、貴国国内法上、人権諸条約の法的地位はどのようなものか。それらは国内法上直接の効力を有するか（即ち、自動執行的か）。もしそうでなければ、貴国はこれらの条約に国内法上直接的効力を与えるための立法措置を講じているか。この問題に関する何らかの事例、立法その他の資料のコピーを送付されたい。

四、貴国国内裁判所の何らかの判決は世界人権宣言の諸規定を権威あるものとして引用し、又は人権宣言の地位について、全体として又は部分的に、論じているか。事例のコピーを送付されたい。

資 料

五、貴国の憲法は人権宣言又は人権に関する諸条約・文書の規定を取り入れ又は反映しているか。かかる人権規定への言及お

報告書は先ず、人権宣言の慣習国際法上の地位について検討する。人権宣言が慣習法になっているかどうかという問題については簡単に答えられないとしても、少なくともそれが慣習国際法の十分な証拠になっているとしたうえで、人権宣言はいくつかの基本的な人権が慣習法になることに貢献していると述べる。そして、合衆国対外関係法リステートメント、学者の見解、数カ国政府の立場を紹介したのち、人権宣言はそれ自体慣習国際法のレベルには達していないとしても、国家の国際行動に対する政治的・道義的影響を否定することはできないとしている。

次に、報告書は世界人権宣言の国内裁判所における取扱いについて検討する。国際人権規約や地域的な人権条約の当事国ではない多くの国においては、慣習国際法が法的義務の重要な源であり、人権宣言がそれ自体慣習法であるか、単なる慣習の証拠であるかに拘らず、人権宣言が法的義務の内容に貢献しているとしている。特に、国家が人権についての何らかの国際義務を受け入れているということは、その義務が自動的に拘束力のある国内的効力をもつことを意味するものではないとし、いくつかの国において、慣習国際法が非自動執行条約よりもたやすく国内法上実施されている例を挙げている。更に、世界人権宣言が行政機関及び立法機関に対して与える影響についても最終報告で綿密に検討するとしている。また、人権宣言はその後の国家実行や諸条約によって、その実定規定の内容が豊富になっ

ていよいよ人権宣言の憲法への影響を示す証拠となる文書のコピーを送付されたい。

六、質問五にいう憲法規定に言及している国内裁判所の判決があるか。そのような事例のコピーを送付されたい。

七、ILOはこの調査の一部として広範な参考文献を集めようとしている。本報告書に言及されていない事例で、人権宣言又は人権宣言から派生している他の人権文書の影響について論じている事例を含めて、貴国に関連する文献のリストを提供されたい。

八、貴国の人権保護に人権宣言が用いられていることについてのその他の情報をもつグループ、機関又は個人が貴国に存在するか。その氏名及び住所のリストを送付されたい。

部会においては、英、インド、パキスタン、エジプト、米、スウェーデンの参加者から主に自国の人権状況に関する発言があったが、Coell (スウェーデン) が、国際人権規約の当事国とそうでない国を区別する必要性、人権カタログの増加が既存の人権の価値を低めるという危惧、報告書が裁判官や検事に宛てられる必要性など、を指摘したのが僅かに注目された。

(川島慶雄)

⑥ 宇宙法

本部会は、宇宙活動から生ずる残滓 (Debris) による環境汚染問題の検討を任務とする。今大会には、前回のクイーンズラ

ンド大会の決議を受けて、報告者のウィリアムズから「宇宙活動によって引き起こされる損害からの環境の保護に関する国際条約案」とその注釈を含む第三報告書が提案された。第三報告書では、残滓に関して宇宙関係条約を補完するという条約案の方向が示されたのち、残滓の処理手続きをどのように構想するかが中心課題とされ、その関連で残滓起因損害の填補保険制度の法的検討の必要性、軍事衛星の認定可能性、小残滓への本条約案の不適用が指摘された。条約案としては、クイーンズランド大会で採択された基本原則に基づいて、定義 (contamination, pollution, debris)、適用範囲 (間接・遅延損害を含む)、国家の一般的協力義務、国家の特別の協力義務 (環境汚染防止、紛争回避、協議・交渉)、紛争解決手続き (暫定措置を含む) の条文草案が提示された。

会合では、部会議長のベックシュティゲルが、国際法協会が国連宇宙平和利用委員会においてオブザーバー資格を得たことをはじめとする、前大会以降の経過を説明したあと、報告者のウィリアムズから条約草案の内容に関する説明があった。フロアーからは、オルモンド、ホームマン、サラ、ポスト、村瀬、グローブ、ドゥンク、チョウドリーが発言した。おもな発言は、次の通り。

定義については、報告者が pollution と contamination を区別したが、その区別が人為的にすぎるとの批判があった。締約国の義務については、協力義務の規定が曖昧であることが批

判され、協力義務、協議義務のいずれについても国連国際法委員会または万国国際法学会の対応条約の規定と平仄を合わせるべきとの指摘があった。また汚染の除去義務については、すべての汚染を除去すべきとの指摘があったが、その意見に対しては、非現実的であるという反論があった。この点に関連して、被害 (harm) と汚染の関係について疑問が提示され、また被害を表す言葉として、harm よりも damage を使うべきであるという指摘があった。

本課題を考える際の基本的な視点としては、一つは最近の傾向である宇宙商業化との関連で、国内措置の重要性が主張され、また一つは、違法行為責任 (responsibility) が禁止されない行為に付随する責任 (liability) のいずれのレジームが妥当かという問題提起がなされ、両者の折衷的なメカニズムの可能性も指摘された。その他に、衛星除去のメカニズム、保険制度についても検討すべきであるとの提案があった。

結局、本大会は、以上の討議を受けて、次期大会で最終案を作成するように、またそのために、具体的には contamination, pollution, debris の再定義、条約の適用範囲、国家の一般的・特定の協力義務、responsibility と liability の問題、紛争解決手続きについて作業を進めるように勧告する旨の決議を採択した。

(小寺 彰)

②地域経済開発条約

本委員会は、一九八九年五月に執理事務会で設立が認められ、同年一〇月に同理事務会がカプティン (蘭) を委員長、デュティユ・ド・ラ・ロシェール (仏) を報告者に任命して発足した新しい委員会である。従って、委員数も今のところごく少数の様子で、これまで報告書も提出されていず、実質的な活動はこれから展開されていくものと思われる。

今大会では、当初のプログラムには会合は予定されていなかったが、大会中にその開催が揭示されて、四月二日 (水) 一時半より約三〇分間会合したに留まる。会合自体は、カプティン委員長を座長として開かれたが、デュティユ・ド・ラ・ロシェールが大会には出席予定のところまだカイロに到着していなかったため、報告者を欠くやや変則的な会合となった。また、出席者も少なかった。

最初に委員長から、本委員会がクイーンズランド大会前に設立されたことが紹介され、委員会の任務 (mandate) について、以下の様な説明があった。それによれば、まず委員会の目的は、地域経済開発に適用される規則を識別し詳細にすることである。ここでは、単なる地域経済協力 (regional economic cooperation) より積極的な概念としての地域経済開発 (regional economic development) を問題としている。その際、留意すべき点として、一、研究をこの課題に関する法的問題に

限定すること、二、地域経済開発において真に必要な法的問題を検討すること、三、EEC をモデルとして扱うことは避けること、を挙げた。また、具体的な研究対象としては、地域内関係に焦点を当てつつ、一、貿易、二、外国投資の保証、三、通貨及び融資協定、四、地域内の労働者の移動、五、地域ベースの会社の設立権、を提案した。但し、実際に研究を進めるにあたっては、優先順位をつける等、効率的な作業が必要であることも指摘した。

以上の委員長の説明と今後の研究の進め方について、討議が行われたが、数人が意見を述べたにすぎない。まず、位田は、委員長がEECをモデルとしないと述べたことに賛意を表した後、アジアの特殊性に言及しつつ、研究にあたっては、一、「地域」の概念をあまり厳格にすべきでないこと、二、地域協力の非組織的非制度的側面にも十分注意すること、三、アジアに見られるように、地域内に先進国 (日本) 対途上国、及び途上国同士との協力タイプがあること、の三点を考慮するよう要望した。これに対して、ドイツの会員は、位田の意見に反論しつつ、EECの重要性を見過すべきでないこと、「地域」の概念をあいまいにしたままでは研究は進めにくいこと、二国間の協力も「地域」の視野に入れるべきこと等を述べた。英国の会員は、発展途上国に十分な焦点を当てるべきこと、開発と環境の関係も考慮すべきことを指摘した。その他、若干の委員から意見が表明された。

最後に、委員長は、今会合で出た意見を参考にしながら作業を進めていくことを約し、この分野に強い関心をもつ会員に委員会に入って欲しい旨を希望して、閉会を宣した。

(位田 隆一)

⑨長距離大気汚染の法的側面

一 本委員会に提出されたマグロー (Magraw, アメリカ)、ラウシュニング (Rauschning, ドイツ)、ジークムント (Siegmund, ドイツ) の手になる第四報告書は、まずジークムントが、一九八八年会議以後のこの問題についての条約法の発展を展望したのち (II 章)、マグローが「許容される長距離大気汚染の配分の基準」についてあつたものであった (III、IV 章)。これは第三報告書 (報告者ラマーズ (Lammers) との継続性を必ずしも保ったものでなかったばかりでなく、マグローが委員会に出席できなかったこともあって、最初に簡単な問題点の指摘がラウシュニングよりなされた後、直ちに質疑応答にはいった。

報告書はその第 III、IV 章で、長距離大気汚染について防止規則と協力規則とを区別している。そして前者が隣接国に相当の損害あるいは実質的な損害を発生させる汚染を防止する上での国際法規則のあり方を問題にするのに対して、後者は許容される最低基準以上の越境損害を生じさせるものではないが、その累積的な効果が問題とされる場合に関するものである。報告者

はその要約において、正義の実現を目的とする衡平原則と深感を要求する合理原則の双方を配慮した基準を設定する必要があるとした上で、いずれにしても一定基準のもので大気汚染有害物質の排出は許容されざるをえず、問題は基準をどう定め、また排出量の国別の配分をどのようにすれば衡平かつ合理的に調整できるかにあるということを強調した。

二 こうした報告書の骨子に対しては、質疑の冒頭から異論が続出した。これは報告書全体の調子が、一九八二年にモントリオールで開かれた国際法協会第六〇会期において提案されたものの採択されなかった条文案案第二条をそのまま基本においていたことによるものようである。まず口火を切ったカナダのブルン (Bourne) は、この報告書があなたも委員会の審議を経たような形で提出されていることは手続的に適正でないと不満を表明した。ついでドイツのホーマン (Hohmann) が、報告書のアブローチ全体がモントリオール草案をもとにした伝統的なもので新鮮さに欠けるとしてうえで、善隣関係を前提として汚染の総量を定めてその国別の配分を論じることとは、「汚染の権利」をみとめる結果に陥ること、衡平利用の原則と「相当の汚染」(appreciable harm) の概念を前提とする報告書は汚染防止を形骸化する二重の危険性をもっていること、さらに有害物質による汚染に関しては厳格責任を導入すべきことを主張した。ついでインドの女性委員が、「直接に人間の健康に影響する」汚染についても配分ということが考えられるのかを問

題として、越境大気汚染の被害水準の衡平かつ合理的な配分を決定する際に配慮されるべき要因を規定する草案第二条二項(h)がいう「天然資源もしくは環境のいづれかの部分に対して当該の(汚染の原因となる)活動がもつ積極的な効果」という概念を問題とした。インドのショーハン (Chauhan) は、報告書は主として「越境汚染」を念頭に置いてトレイル・スメルター

の先例に依拠したものであり、本委員会はオゾン層破壊のようなより広い大気汚染をも考察の対象範囲に含めた草案を作成すべきこと、その意味では報告書が防止規則の適用から領域内で汚染を生じるにすぎないものを排除しているのは国際社会の実行の発展とも矛盾するものであり問題であること、報告書自身が引用しているアメリカの外交関係法リストメント六〇一節とも矛盾すること、さらに報告書九一節が「相当の汚染の発生を認めない」規則よりも「衡平な利用」の規則の適用を優先する可能性を、個別のケース次第では認めるような記述をしているのも問題であることを指摘した。こうした発言をうけて、スイスのシュラム (Schram) は本委員会の名称を「長距離および地球的大気汚染」に代えることを提案した。またイギリスのボイル (Boyle) をはじめとする若干の会員から、防止最適な利用と配分、許容される汚染などの柔軟な概念を特定しないと報告書の条文案案が実効的に機能しないことが指摘され

引用している「国際法により禁止されていない行為から生じる

(奥脇直也)

⑩海上中立法

海上中立 (maritime neutrality) に関する委員会は、これまで主として戦争法の分野を扱ってきた「国際医事・人道法」に関する委員会に代わるものとして、新たに発足したものである。すなわちイラン・イラク間の湾岸戦争を契機に、海戦における中立国の地位への関心が高まったのを背景として、一九八八年のワルシャワ大会で設立がきまり、委員長にルピス教授 (スウェーデン)、報告者にボーテ教授 (ドイツ) を選び、数名の委員を加えて発足した。ゴールドコースト大会での非公式協議を経て、カイロ大会では、「中立と海上戦争」と題する報告書が提出された。この報告書には、今後の討議の基礎となる中立法の諸原則が盛られ、解説が付されている。

四月二二日のセッションでは、まず、報告者から以下の趣旨説明があった。伝統的中立制度に影響を与えた最近の発展として、(一) 国連憲章の採択 (とくに第七章の規定)、(二) 「戦争」に代わる「武力紛争」概念の登場、(三) 新海洋法秩序の

樹立、(四)その他、新兵器・新戦争技術の開発や海洋汚染問題などがある。これらの諸要因がもたらした中立制度の変容の度合いを確かめ、国際法の現状に適合した中立法規の内容を確定するのがねらいである。中立法の諸原則は、四つの部からなるが、海上中立法を論じるには、その前提として、国際法における中立制度一般について論じなければならない。

そこで、第一部は、「中立制度の総論」と題して、要旨以下の諸原則を掲げる。(一)中立法制度は、今日の国際法の下でも妥当する。伝統的中立制度に影響が生じるのは、国際武力紛争にさいして国連安全保障理事会が憲章第四一・四二条の下で、中立法と両立しない行動を国家に義務づける決定を行なった場合であり、それ以外では中立法が妥当する。また安保理事会の権限そのものも、均衡性(proportionality)の原則と国際法の強行規範により制約をうける。(二)交戦国と中立国との中間的地位(中立国としての利益をうける一方で、中立義務を免れる「非交戦状態」は制度としては否定される。(三)中立法の適用は、「戦争状態」の存在を必要とせず、「国際的武力紛争」の開始から終了までの期間とする。(四)交戦国と中立国の法関係は、原則として平時の関係が規律し、その修正は武力紛争にともなう特別法規が存在する範囲にとどまる。(五)中立国は、公平義務と避止義務により、交戦国に対して武力紛争の帰すに影響を与える行為を慎まなければならないが、この義務は私人の活動には及ばない。

海峡での通過通航権、群島水域航路帯での通航権、領海での無害通航権を、武力紛争の有無にかかわらず享有する。但し、沿岸国の合理的な防衛上の規制には服するものとする。

第四部は、中立船舶の保護の問題を扱う。(一)中立船舶団に対する軍艦の護送は禁止されない。(二)中立国軍艦は、排他的経済水域、大陸棚、公海上に交戦国が敷設した機雷を除去できる。領水内での除去は認められない。但し、通過通航権、または群島水域航路帯通航権の行使の範囲内では認められる。

(三)中立国護送船団またはその軍艦に対する武力攻撃は、憲章第五一条の「武力攻撃」に該当し、自衛権発動の原因となる。これに対し、個々の中立船舶に対する攻撃は、この権利を生じない。

報告者は、以上の諸原則が一般の合意を反映したものであるが、若干の点については異論があることを認めた。次いで行なわれた一般討論でも各種の見解が出されたが、とくに議論のあった分野は、(一)非交戦状態という中間的地位を認めるかどうか、(二)交戦国が公海上に設定する「戦争水域」の合法性、(三)石油を禁制品に含めることの可否、(四)国連安保理が強制措置をとらない武力紛争における中立の地位、(五)「均衡性」の概念等についてであり、委員会は、これらの議論を踏まえて、さらに検討を加え、次期大会に報告することになった。

(香西 茂)

第二部は、海上での敵対行為が中立国に及ぼす影響についての諸原則を掲げる。(一)中立国領水内(沿岸、領海、群島水域を含む)での戦闘行為は禁止され、交戦国軍艦の領水内通航に関するハーグ規則(二四時間規則)等に原則として服する。(二)公海上での戦闘行為は、公海の「使用の自由」に含まれると原則的にはみなされ得る。但し、他の使用の自由との関係で制限をうける。(三)中立国の排他的経済水域、大陸棚上部水域での戦闘行為も禁じられないが、資源保存のための予防措置を講じなければならない。(四)交戦国が公海上に「戦争水域」「立入禁止水域」等を設けて中立国の航行を制限、禁止することは、例外的措置として警告のため危険水域を宣言する場合を除き、禁じられる。

第三部は、中立船舶の通航に対する交戦権の行使に関する諸原則を含む。(一)交戦国軍艦の臨検搜索権、捕獲、および禁制品の捕獲審検手続を経た没収は禁じられない。(二)燃料が禁制品となるのは、交戦国への仕向けの場合に限られる。逆の場合は禁制品とはならない。(三)海上封鎖は、海戦の手段として合法であり、封鎖のための実力行使も違法な武力行使に当たらない。但し、救援物資は封鎖の対象から除外される。(四)中立国のタンカーは、軍事目標とされてはならない。その積荷が交戦国仕向けの場合は捕獲される。(五)中立国の軍艦は臨検の対象とはならない。中立船舶を護送する中立国軍艦についても同様である。(六)中立国の商船と軍艦は、交戦国の国際

①国際法におけるイスラム法(ワイクジョブ)

このワイクジョブは六〇人程の参加者を集めたが、その半数近くはイスラム圏からと見受けられた。司会バキスタンのガフル法相で、同氏とエジプトのシャラフ大使が先ずイスラム法の基本的諸原理についての概説、これらと国際法上の諸制度との対比を行なった。イスラムの本質は「平和」であり、自由、人権、平等、福祉とこれら諸価値相互間の調和を希求するものとの説明がコーランを逐一典拠としつつあった。そして、国際法社会の中でイスラムは宗教ブロックではなく文化的単位を意味するとの位置付けがあり、その上で特に次の諸点が強調された。

- ・イスラムは一地域的特性としてではなくグローバルな存在として捉えるべきであり、その原理の適用は人種、信条、皮膚の色などに関わりなく平等になされる。
- ・イスラムはナショナリズム、帝国主義に結びつくものではなく、個別国家の主権、領土保全を尊重したうえで国際協調を指向するので、国連の理念とも一致する。
- ・個人についてはその権利と自由を保全しつつ全体の福利をはかり、そのためにも国家間においては平和維持を旨として結束強化、安定的関係の促進に努める。

イスラムが一四世紀以来確立してきた法原則としては以下の諸例への言及がなされた。

・ 人民による、人民のための施政、宗教的自由と寛容、表現の自由の尊重、

・ 法の前の平等、法による救済と公正な裁判の保障、および復讐の禁止、

・ 国籍変更、国境を越えての移動の自由と被害者への庇護供与、

・ 社会の中心単位たる家族の尊重、プライバシー確保、女性、児童への自立権保障、

・ 世界に先駆けての労働権、社会保障システムの確立、

・ 外交制度、使節に対する安全保障、外交施設の不可侵阿基調報告者は以上の説明を踏まえ、イスラム法は現行国際法と矛盾するものではなく、上記のほか条約法制、戦争法規を含めむしろその形成に寄与、貢献したと結論づけ、一部イスラム国家の極端な言動をもって全体を断じようとする誤りへの警告を付け加えた。討論では一三名の発言者が問題提起を行なったが、質疑、回答の一端を紹介しておく。

・ イスラム法はコーランに立脚する所与の規範で実定国際法規と本来的異質性を持つのではとの問には、前者も適用、解釈に柔軟性があり、後者の定立過程で緊張が生じることばあってもそれを本質的対立関係と解すべきではない、

・ 西欧諸国も一般国際法形成の過程ではキリスト教に特有な部分を淘汰させてきたがイスラムにも同様なことが期待できるかとの問には、必要な場合それを考慮すべきではある

が制度のユニヴァーサル化は強者の思想の一般化ではなく文化的差異の相互尊重に基づくコンセンサスとして行なうべきである、

・ イスラム法で女子の相続分が男子の半分であること、他宗教への改宗に極刑も可とされることの正当性についての問には、男女関係は文化の核心事項で権利義務の全体的配分の観点から評価すべきで一部分のみを切り離して論じるのは不適、イスラム相統制度も家庭単位で見れば男女不平等とはならない、イスラム教離脱に極刑を課しうるのは改宗自体についてではなくそれが国家反逆罪の行為となる場合のみ、

・ イスラム正戦論についての問には、自衛または一般的に容認された合法事由が要件、交戦相手が和議またはそのヒントを出した際には応諾義務があり、戦間法規は文民保護、環境・資源保護、人道的捕虜待遇規定を含む、

などの応答があった。事柄の性質上、質問者がイスラム圏外、回答側が圏内の者と色分けされたのは自然として、各質問者のイスラム認識の程度には大差が見えた。自らスナナの細目を引いての問を重ねた者もあった反面、湾岸戦争、ラシュディ著作、テロ問題についてのフセイン、ホメイニ、カダフィ発言をイスラムそのものと解しての質問も出された。クエート侵略をイスラムの名を汚すと率先弾劾するなど、イスラム旗印の濫用に非難を加え続けてきたのが今回のホスト国であることを思うまで

もなく、この種低次元の発言が討論の内容的深化を阻害したのには残念であった。また全体を通して表面的差異に惑わされずに基本的価値の共通性を探ることが生産的討論には肝要と痛感させる質疑応答であった。最後に、検討継続のためこの名称の委員会設置を理事会に要望することが決定された。(久保敦彦)

⑫ 国際通貨法

国際通貨法は四月二四日に会合を持ち、E.C.の通貨統合問題と累積債務の国際的処理に関する問題を議題としたが、後者については Dr. Follak (ドイツ) から委員会報告書の概略と今後の展望を聞いたのみで、討議は前者に集中した。これは、累積債務問題については既にかなり討議を重ねてきており、しかもこの問題の深刻性がかなり和らいできたという認識もあるが、本年二月七日にオランダの Maastricht で採択された E.C.の通貨統合を含む Treaty on European Union が、会員の強い関心と呼んだからである。委員長の Prof. Hahn (ドイツ) による同条約の簡単な解説とそれに続く討議に二時間余を費やし出席者も例年になく多かった。

なお、Maastricht Treaty では、今後遅くとも一九九九年一月一日までに E.C.通貨統合 (European Monetary Union) の達成を目指しており、それ以後は加盟国の通貨は消滅して、現在 E.C.メンバー国間の決済単位及び取引においても計算単位として使われている E.C.U.が、その独特の資格において E.C.共通の

通貨となる (become a currency in its own right) として、ヨーロッパ中央銀行 (E.C.B.) および E.C.B.と各国中央銀行で構成されるヨーロッパ中央銀行システム (E.S.C.B.) が設けられ、E.C.B.はその主たる任務を物価の安定としながら、共同体の通貨政策の立案と施行、E.C.評議会が確立する為替政策に即した独自の為替操作を行うとともに、共同体の経済政策をも支援することになる。この状態へ移行するためのステップとして、一九九四年一月にはまず European Monetary Institute (E.M.I.) が設立されて、各国中央銀行間の通貨政策の調整を強化し、E.C.U.の使用が促進され得る態勢を整えて行く。ところで、現在のメンバー国通貨のバスケット単位である E.C.U.に対する各国通貨の価値は、通貨統合が完成される最終段階に入る時点で完全に固定された上で、E.C.U.への一斉切り換えがなされるわけであるが、統一通貨へ移行するための経済的条件 (一定の基準以下のインフレ率、財政赤字率、公定歩合率等) を整えるメンバー国がどの程度出揃うかが、この最終段階への移行時期を左右することになる。そして各国首脳がこの検討を一九九六年末までに行うこととなっているが、いずれにしても遅くとも一九九九年一月一日には、この経済的条件を備えたメンバー国間のみで通貨統一への移行に踏み切ること、そのために遅くとも一九九八年七月には E.M.I.を解散して E.S.C.B.と E.C.B.を発足させることも合意されている。

しかしながら、通貨統合へ前向きな委員長の報告に対しては、

直ちにドイツの中央銀行の法律顧問 Mr. Walling および国際決済銀行の法律顧問 Prof. Giovanni が、通貨統合に懐疑的な意見を強く述べた。前者は、通貨統合達成へのプロセスの詳細について詰めるべき点がありにも多く残されており、Maastricht Treaty は政治的宣言にすぎないことを強調し、後者もそれに同調しながら、仮に通貨統合がいくつかのメンバー国間でのみ達成されることになる、通貨としての ECU と計算単位としてのバスケット ECU が並存せざるをえないことになるのみか、通貨統合へ加わる条件を整え得ない国の通貨については、メンバー国間の為替変動幅を抑える現在のメカニズムをいかにして維持するのか、さらに二種類の ECU が並存するとすると、現在バスケット ECU を使っている法的文書、契約、証券の処理にあたって今後大きな混乱が生じることになると言うのである。さらに英国の弁護士 Mr. Greenbough は、通貨統合に加われない国は経済的に弱いメンバーであるから、バスケット ECU は通貨 ECU に対して下位に列することになり、ポルトガルやこれから EC に加盟するであろうマルタ、トルコ等を考えると、通貨統合は EC 内に南北問題の種を蒔くようなものであるとした。

しかし、その後は、契約書中に現存する ECU 条項への悪影響の主張は誇張されているとの反論 (ドイツの Dr. Follak)、通貨統合の成功には EC 単位での財政政策確立が必要になりそうであるが、南北問題への対応としては緩衝基金の設立が考え

られている (Prof. Hahn)、Maastricht Treaty は政治的統合もねらっているわけであるが、通貨統合はその成功によって不可欠ではないかとの指摘 (オランダの Prof. van Thiel)、さらに EC 規模で通貨統合が成立した場合に EC は国際通貨基金 (IMF) のメンバーになり得るのかとの質問に対しては、IMF 協定はメンバーが国家であることを要件としており、現在でも自国の通貨を持たない国がメンバーとして存在するが、問題はむしろ EC による通貨統合の達成が "point of no return" を画すと言われる場合にそれが政治的なもの意味するに過ぎないのかそれとも法的な意味においてかであり、後者であるとするは、回答は今後二世紀へ向けて国家の概念がどう変わっていくかにかかりそうであるとの意見 (K. Sono) 等が続いた。

Maastricht Treaty の行方は、広く国際法専攻者の関心事であると思われるので、次の大会においても今後の発展に応じた興味ある議論が期待できそうである。なお、新しいテーマとして、国際的資金移動における netting をめぐる法的問題を加えることが了承された。

⑬ 海洋法における排他的経済水域

この部会は、国際司法裁判所ギョーム判事を議長にして開会、最初に同部会長スーンス教授の發議で、一九八三年から九一年まで部会長であったゴールディ教授の死去を悼んで黙とうの後

に報告に次った。一九八八年ワルシャワ大会の決議に基づき、今回のテーマは「二以上の沿岸国の経済水域内に存在するか、または、経済水域と隣接公海の双方の海域に存在するか、あるいは、沿岸国の主張が重複している海域に存在する生物資源に適用できる原則」についてである。報告者ラゴニ教授は、これを三つの場合に分けて論ずる。

一 二以上の沿岸国の経済水域にまたがって存在する魚種 (transboundary stocks)。複数国の水域を季節によって回遊したり境界線の両側に生息する魚類の場合には、各沿岸国のとる保存措置を調整する必要がある。海洋法条約第六三条一項は、関係沿岸国が直接に又は地域的機関を通して必要な措置について合意するよう努力することを規定している。保存措置に関する交渉が妥結するまでの間、関係国は誠実に交渉することが求められており、他方の沿岸国の権利と利益に妥当な考慮を払わなければならない。

二 経済水域内とその外側の公海にまたがって存在する魚種 (straddling stocks)。海洋法条約第六三条二項は、沿岸国と経済水域に隣接する公海で漁業する国が、直接に又は地域的機関を通して公海における当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努力することを規定している。これについて合意が成立しない場合には、沿岸国の経済水域内における資源の保存管理に悪影響を与えるおそれがある。これは公海漁業に関する紛争であるので、海洋法条約に基づく拘束力を伴う強

制的紛争解決手続に付託することができ。また、沿岸国は公海における当該魚種の保存に利益をもつので、漁業国はこの沿岸国の利益について妥当な考慮を払わなければならない。関係国と地域的機関は、経済水域内と公海における保存措置の間に整合性を保つよう努力しなければならない。

三 排他的経済水域の境界画定について合意がないため、二以上の沿岸国の主張が重複する海域に存在する漁業資源。海洋法条約第七四条三項は、関係国間に合意が得られるまでの間、実質的な性格の暫定的取極を行うため、また、最終的な合意の達成を阻害しないため、あらゆる努力を払うことを規定している。これもまた、関係国間に合意に達する目的で誠実に交渉する義務を課したものである。

討論において、高林は、報告の大筋には同意するが、straddling stocks に関しては、経済水域内と隣接公海の双方に存在する資源が同一の魚種の部分であること、および、公海における漁業が経済水域における沿岸国の保存措置に悪影響を与えていることの二点について、科学的根拠に立つ挙証責任が沿岸国に課されると主張した。そのほか、ブラッツォーデル、フンダチュー、シアラー、イエニケの各教授から発言があったが、straddling stocks に関する公海への沿岸国管轄権の拡大は、海洋法条約の枠組を破るおそれがあるとして警戒する声が強かった。

なお、ラゴニ教授の報告書の straddling stocks の部分につ

いては、同部会内部においてパーク委員とキワトコウスカ委員が反対を表明し、小和田委員も公海における漁業国が沿岸国の利益に妥当な考慮を払うよう求められることは、海洋法条約上の法的義務とはいえないとの意見をつけていた。閉会式で採択された決議においても、straddling stocks に関する関係国の権利義務については論争があることを認め、この報告書に示されたアプローチが問題の解決にとって適当であると述べている。

ところで、一九八一年から九二年まで活動してきた「経済水域」に関するこの部会は、今回をもって解散し、新たに「海洋汚染に関する沿岸国管轄権」に関する部会が設置され、部会長をスーンズ教授、報告者をラゴニ教授とすることにした。同部会の今後の行動計画について、四月二四日晩に協議が行われた。

(高林秀雄)

⑩ 国家免除

本部会は、一九八二年以降の国家の裁判権免除問題の発展を受けて前回のクイーンズランド大会から作業を始めた。本大会には、報告者のレスから第二報告書が提出された。この報告書は、一九八二年の国際法協会条約草案（協会草案）と一九九一年の国連国際法委員会条約草案（委員会草案）の比較を主たる内容とするもので、法概念、裁判権免除の範囲、裁判権免除の例外、法廷地との関連性、行為類型、その他の問題の順に検討

する。

法概念として検討されるのは、裁判所、外国国家、商業活動である。報告者は、全体として、包括性（「裁判所」、首尾一貫性（「外国国家」、概念の精確性・厳密性（「商業活動」）のいずれをとっても、協会草案の方が優れていると結論する。一般的なアプローチとしては、主権的行為と管理的行為の区別、裁判権免除と執行免除の区別を維持すべきであるとし、以下の検討項目について、委員会草案と比較しながら協会草案の修正点を探るという方法をとる。明示の放棄については国際協定に言及することの必要性が問題として指摘される。黙示の同意については反訴規定の再編成の必要性が問題提起される。裁判権免除については法廷地との関連性は必要要件であり、その規制は国内法ではなく国際法によるべきであるとされる。雇用契約については、法廷地国籍を持たない労働者の雇用契約を一般的に裁判権から免除する点の合理性が問われる。免除否定に関し法廷地との関連性を要求する不法行為については、越境損害が重要な検討点であり、効果の有無によって決定すべきとする。免除否定とされる国際法違反の行為については、漸進的発達に属する規定であり、慎重な対応が説かれる。送達については、外交関係のない国家間の送達を含む規定とすべきとする。破産判決については、協会の厳格なアプローチの適否検討の必要が説かれる。強制執行（仮の決定も含む）については、裁判権免除とパラレルに考えるべきかどうかのポイントとして指摘され

ある。以上の討議を受けて、本大会では、委員会草案との対比で協会草案の優秀性を確認し、部会に対して、協会草案と委員会草案を一層詳細に比較し協会草案の改定準備を行うようにとの勧告を主たる内容とする決議を採択した。

(小寺 彰)

⑪ 文化遺産法

これに対してフロアーから、発言者の出身国を中心に関連する諸国の実行が紹介されたが、そのなかには、ラテンアメリカ諸国が絶対免除の色彩が濃いと紹介されているが、現在では状況が変わっているとの発言があった。フロアーからは部会のアプローチに対しては反対の声はなく、明示的に部会の方法に賛成するとの意見や、委員会草案とバランスをとって、協会草案を強く推進すべしとの意見も表明された。なお委員会のアプローチについては、協会草案では免除は例外との立場だが、委員会草案ではその点が不明確という指摘もあった。協会草案を生かすために、各国政府に協会草案を早急に送付すべしとの提案もあった。

個別論点としては、協会草案の採用した主権的行為、管理的行為の区別に干渉の観点をいれるべし、また拷問行為、戦争犯罪の問題を明確にすべしとの提案や、混合預金勘定の取扱いが難しく、大使館に立証責任を課するのが最良という指摘が

文化遺産法 (Cultural Heritage Law) 委員会は、ゴールドコースト大会での決議をうけて、「海底文化遺産の保護に関する条約草案」を作成し、それを含む報告書がカイロ大会に提出された。四月二四日の会議で、オーキーフ委員長（オーストラリア）および報告者のナフツィガー教授（米国）から条約草案について説明がなされた。条約草案は前文と十一カ条からなる。前文では条約草案の目的趣旨が述べられ、近時、海底開発技術の発達にともない、海底に眠る文化遺産が無秩序に採取され持ち去られるのを防ぎ、海底文化財に関する活動を国際的な基準を設けて規制する必要があると謳われている（なお報告者は、前文中に、国連海洋法条約の「考古学的及び歴史的財産」の部分に関する第三〇三条、一四九条の諸規定との関係にも言及する必要があると述べた）。

条約草案本文の第一条は、本条約の適用の対象となる文化遺産の定義がなされ、(一) 海底文化遺産とは難船とその積荷（遺体を含む）、海底遺跡、建造物に及び、船舶のほか航空機

も含まれる。(二) 国家が主権免除を主張できる範囲において(軍艦や国有財産等)、本条約の適用を免れる。(三) 本条約の場所的適用範囲は、国家の領海外での海底文化遺産に関する諸活動に及ぶ。(四) 時間的適用範囲として、本条約は五十年以上を経た海底文化遺産とし、それ以下の年月のものも、当事国が規制の対象とすることは認められる(前大会では、歴史的遺産の定義を百年以上経たものとしていたのを、五十年に改めたもの)。(五) 国家の領水内の諸活動についても本条約の基準に従って行なうことが推奨される。(六) 締約国は本条約の保護の対象となる文化財が、引き揚げ作業に関する法律(サルベージ法)の適用をうけない旨の規定を国内法で設けることを推奨される(サルベージに関する法律は、当該財産の保全の趣旨において十全ではないから)。

第二条は、「文化遺産水域(cultural heritage zone)」の設定に関するもので、各締約国は、この水域を接続水域、大陸棚、二百カイリ経済水域、二百カイリの保全水域またはそれらを組合せた範囲で各自設定し、この「文化遺産水域」内では、海底遺産に関するすべての活動に対して、条約附属書に定める基準に従ってなされるよう規制を行なう(regulate)ことができる旨を定める(文化遺産水域の範囲については、報告者によれば、委員会は大陸棚に一元化することを考慮している)。

第三条は、第一項で、締約国は、自国民に対しては、領水および文化遺産水域の外の水域においても、附属書の基準に反す

る海底文化遺産の採取(excavate)を禁じなければならないと定め(国籍主義)、第二項では、締約国は、領水または文化遺産水域もしくはその外の水域で違法に採取され、自国領内に持ち込まれた海底文化財を、他の締約国からの要請により、または自らの発意により、差し押さえる(seize)義務を負い(普遍主義)、当該遺産が他の締約国の文化遺産水域内に現存し、または存在したときは、その国に返還するものと定める。第三項は、違反者に対する刑事管轄権の行使を定め、普遍主義に基づき、他の締約国からの要請により、その身柄を引き渡すか、自国で裁判にかけ処罰できると定める。

第四条は、海底文化遺産に関する情報の交換等の国際協力について定め、第五条以下は最終条項(紛争解決手続、発効の手続)を扱う。なお、本条約案の附属書で、文化遺産の採取に関する基準を設けることが予定されているが、現在この作業はなされておらず、近く専門家との協議を経て策定される予定である。

以上の趣旨説明に次ぐ討論では、第二条の「文化遺産水域」の設定により、沿岸国が同水域内での文化遺産の採取活動を規制することの可否について、議論が集中した。沿岸国が規制できる「文化遺産水域」の範囲が、大陸棚や二百カイリの経済水域に及ぶことについては、国連海洋法条約では、これらの水域は天然資源の探索開発に限って沿岸国の管轄権ないし主権的権利を認めたものであり、それ以外の目的で沿岸国の管轄権を認め

ることは海洋法秩序に対する creeping jurisdiction を認めることになるという批判がなされた。これに対しては、国連海洋法条約の、「海洋において発見された考古学的又は歴史的価値を有する物」の保護に関する第三〇三条の規定は、沿岸国による規制の範囲を接続水域に限っているが(二項)、四項で、他の国際協定の締結を妨げないと定めていること、海底文化遺産の採取活動に関する基準の監督を国際機関(UNESCO等)の手に委ねることが望ましいが、これは将来の課題であり、より現実的な規制方法としては、沿岸国の手に委ねるほかはない、との反論がなされた。

委員会では、会議で出された問題点を考慮し、さらに検討を加え文化財保護に関する関係国際機関とも連絡をとり、次期大会までに最終草案を策定することになった。(香西 茂)

⑩慣習(一般) 国際法の形成

本国際委員会は、カール・ツェマネック教授(オーストリア)を委員長とし、モリス・メンデルソン教授(英)を報告者として一九八四年のバリ大会後に設置されたが、日本支部からも高野雄一教授が委員として、また筆者が代理委員として、これに参加している。日本支部には、国内委員会が設置されて、これまで定期的に会合を持ち、国際委員会からの諮問に応じてきた。もともと八八年のワルシャワ大会で報告者による第一・第二報告書が提出されて以降は、国際委員会の活動は殆ど休止

状態であり、今回のカイロ大会でも、報告者から短い第三報告書が出されたが、実質的な進展には乏しいものであった。

本議題の審議は、四月二十四日午後、イエーニケ教授(ドイツ)を座長として行われた。ツェマネック委員長は欠席、参加者も二五名程度にとどまった。報告者から提出されていた第三報告書には「明示的または黙示的請求としての国家の作為および不作為」(State Acts and Omissions as Explicit or Implicit Claims)と題する論文(一九九一年刊ミシェル・ウィラリ教授記念論文集所載)が添付されていたが、これはすでに一九八八年のワルシャワ大会でも回覧され、委員会では非公式に議論されたものであった。本論文は、ホーフェルド(W.N. Hohfeld)の分析枠組を用いて、権利、自由、義務、権限、責任、免除といった概念の相関関係を確定しようとするもので、学者が個人で行う作業としては全く無意味とは言えないとしても、ILA 国際委員会の集会的作業にとって相応しい資料とは考えられず、本会合でも、その中身に立ち入った議論は殆どなかった。

このメンデルソン教授の報告書とは別に、本会合には討議資料として、同教授の助手 Miss Susan Hulton による「慣習国際法における「貫した反対に関する規則」(The Persistent Dissenter Rule in Customary International Law)と題する論文が討議資料として提出されていた(会議の直前に配付されたもので正式の委員会報告ではない)ので、これについて幾らか討論が行われた。筆者は、右論文の基本的前提が、ルールの適

用性 (applicability) を問題にしているが、ノルウェー漁業事件判決等でも、一貫した反対国に対する当該ルールの対抗力 (opposability) が問題になっている点を指摘し、当委員会としても、慣習法形成における対抗力の問題に焦点を置いて検討する必要があることを強調した。日本支部として、次のブエノスアイレス大会までに、「国際慣習法における対抗力」に関するレポートを用意することのほか、「一方的国内措置の国際慣習法形成」に関する研究を国際委員会に提出する旨、約束した。当委員会は、慣習法の形成要素のうち、一般慣行についてまず検討し、法的確信についてはその後の課題としている。本会合の討議では、矛盾する国家慣行の評価について議論があったが、この矛盾は、証拠の許容性の問題と証拠のウェイトの問題を区別することによって解決できるであろうというのが、メンデルソン教授の捉え方であった。また、慣習国際法の証明に関連して、資料収集の問題が何人かの参加者の関心を惹いたが、条約の場合と異なり、この面の困難性をいかに克服するかが本委員会としても重要な課題であり、今後、各国の資料を組織的・体系的に収集していくための方策を検討していくこととなった。(村瀬信也)

⑦国内裁判所における国際法

この問題に関する国際委員会は、ギョーム国際司法裁判所判事 (L) を委員長とし、シアラー (豪)、スタイン (独) 両教

⑧国際貿易法の発展

本委員会は、新しい委員会である。今次の大会では、当初のプログラムには会合の予定がなかったが、大会中に開催が揭示されて、四月二十四日 (金) 午後六時より開かれたが、出席者は十数名であった。

会合は、イエーニケ (独) を座長として開かれたが、その目的は、本委員会を今大会に出席した会員に紹介し、委員として参加する者を募ることであったため、主唱者の一人であるオッバーマン (独) が委員会の基本的な活動方針を説明したに留まる。彼の趣旨説明によれば、この委員会の主要目標は、GATT法の研究、とくにウルグアイ・ラウンドの法的側面の検討にある、という。GATTは今日きわめて重要な役割を果たしているにも拘らず、IL A としては検討が進んでいない。そこで新しい委員会を構成してこれにあたる、という。また、IL A には現在いくつかの国際経済法分野の委員会があるが、GATT法自体を研究対象とするものはなく、他の委員会と任務の重複が生じる虞はない。ついではこの問題に関心のある会員が積極的に参加されることを望む、と述べた。

これに対して、フロアから趣旨や任務について若干の質問があり、オッバーマンがこれに答えたが、説明は概ね了解されたように思われる。会合はわずかの時間で終了した。

(位田 隆二)

授を共同報告者として最近設置されたばかりである。日本支部からは、山本章二教授が委員として、筆者が代理委員として参加しており、また奥脇直也教授が本件に関する日本関係の報告者に指名されている。日本支部には、国内委員会が設置され、すでに活動を開始して、本部から要請のあった次のような調査項目にしたがって、具体的な資料収集が精力的に進められている。すなわち、(1)憲法上の国際法と国内法との関係、(2)裁判所による国際法の解釈・適用の権限、(3)各法分野での国際法に関連する先例、(4)国際法の適用を裁判所に要求する憲法・法令の規定、(5)条約の解釈適用に関する裁判例、(6)慣習国際法の解釈適用に関する裁判例、(7)鑑定書・鑑定人に関する制度の有無および実例、(8)学者の間で積極的ないし消極的評価の確定している判例、(9)国内法適用の結果を正当化するために国際法を援用した例、(10)国際法よりも国内法による解決を裁判所が選択した例、(11)相互主義を国際法適用の条件とした先例、(12)上級裁判所裁判官の国際法に関する知識・経験、その他である。

本件に関する非公式の会合は、四月二十四日午後、右の委員長・共同報告者並びに各支部の委員・報告者が一五名程参加して行われ、今後の作業の進め方について検討された。とりあえずは、右の調査項目について、各支部で資料を収集し、本年一月一日までに本部に提出することとなった。(村瀬信也)

⑨「国際法の二〇年」とIL Aの今後の活動計画 (ワークショップ)

周知のように国連総会は一九九〇年から九九年までの二〇年を「国際法の二〇年」として、国際法の発展とその知識の拡散のために様々な計画を立てていたが、各国政府の対応が未だ極めて消極的なため、具体的な進展は殆ど見られない状況である。そこで、国際法協会として、これに関連し何か特別の企画を立てることが考えられるか否かを検討するために、四月二十五日午前、インフォーマルなワークショップとして、自由討論の場が設定され、四〇名余りが参加した。IL A 研究部長のクロフォード教授が司会をし、最初にソーンズ教授 (蘭)、カレル (スエーデン) 外務省法律顧問、リヒテンシュタイン教授 (米) が司会者に指名されて発言した。

ソーンズ教授は、IL A が「紛争の平和的処理」に関する新委員会を設置することを提案し、一九九九年に予定されるハーグ平和会議一〇〇年記念行事の一環とすることなどを提唱した。またIL C が草案を纏めた「国際河川の非航行的利用」「国際犯罪法典」などについて、IL A としても新たな委員会を設置して検討する必要があるのではないかと指摘した。その他、有望な若手研究者による論文集の発刊やIL A 年報の刊行などが提言された。

カレル氏は、「国際法の二〇年」は、なにより各国の国内レ

ベルの活動が重要であると強調し、たとえば各国は条約を批准する場合国内的履行の問題をもっと真剣に考慮すべきで、国内的にコミットできないなら安易に批准すべきではない、と述べた。そして、ILAとしては、とくに途上国の法律顧問の利用に役立つようなマニュアルや国際法関係の文献などを寄贈するなど、具体的な活動を考慮すべきであった。また国際法に關する青少年向きの教科書や一般人のためのパンフレット等の刊行を提言するとともに、NGOのためのセミナーの開催などにも言及した。またリヒテンシュタイン教授は、ILAが無党派の組織としてのメリットを生かして、国連の安全保障に關する研究を真正面から取り組むことを示唆した。

その後の討論では、一〇名余りの会員が思い思いに発言したが、内容的には右の論旨に重複するものが多かった。最後にクロフォード教授が纏めたが、ILAの会員数は全体としてはこの一〇年間次第に落ち込んできており、とくに若手研究者のメンバーを増やすことができるよう、魅力ある新委員会を設置して活動を展開していくことが重要であるとの認識を共有して本ワークショップは終了した。

② 国際養子縁組と子の保護

四月二十五日午前一〇時、Dutheil de la Rocherie 教授を議長として、本委員会は開催された。残念なことに、カイロ大会直前になって、これまでの報告者であった van Loon 氏がその

持論を述べた。養子縁組と子の保護に関する規律は諸国の間

に統一されていない。例えばイタリアやドイツがこの点について厳格な態度をとっているのに対して、英国とオーストラ

リアは外国養子縁組の承認にリベラルな態度を示している。

(3) 第三に検討すべき問題は、国内養子縁組との関係で国際養子縁組を第二次的なものとして捉えるべきか否かである。国連の「子どもの権利に関する条約」(一一一条(b)号)は、国際養子縁組のいわゆる副次的性格を肯定し、「国際養子縁組は、子どもが里親もしくは養親の家庭に託置されることができない場合、または子どもがいかなる適切な方法によってもその出身国において養護されることができない場合に、子どもの養護の代替的手段として国際養子縁組がみられることを承認する」と定めている。また、インド最高裁は、その一九八四年二月六日の判決において、インド人子につきインド人養親が見つからない場合にのみ、国際養子縁組が許容されると述べている。

(4) 第四の問題は、養子縁組の秘匿いかんである。単純養子縁組においては実親との断絶はなく、実親との関係は秘匿されない。逆に、完全養子縁組では、原則として、子とその実親との関係の記録は秘匿される。しかし、近時のいくつかの立法は、なんらかの形で実親との関係を知る機会を子に与えようとしている。「子どもの権利に関する条約」七条の規定は、「子どもは……できるかぎりその親を知る権利を……有す

任を辞し、今回は報告者が不在であった。
しかし、アルゼンチンの Balestra 氏が、基本的に van Loon 氏の報告をフォローする形で、以下のように国際養子縁組の問題点とその重要性を指摘した。

(1) 養子縁組を大雑把に分類すれば、完全養子縁組と単純養子縁組の二つに分けることができる。前者は、実親およびその家族と養子との関係が断絶し、離縁も認められないものであり、後者は、そういった意味の断絶がなく、また離縁の可能性のあるものである。比較法的にみると、これらの型のいずれか一つだけを知る国がある一方で、双方の養子縁組とともに認める国も存在する。このように、養子縁組の型に関するルールは各国で様々である。その結果、その居住する国の認める単純養子縁組について実親が同意を与えたのに、この同意を養親の国では完全養子縁組に対する同意として評価するといった事態も生じうる。例えば、一九八四年二月一七日のフランスの破産院判決は、外国人子の養子縁組に対して与えられた同意が縁組の型を特定していない場合には、フランスの完全養子縁組への同意と解してよいとした。

これとは別に、各国の実質法の近時の発展をみると、以上の二つの縁組のいずれにも分類し難いものも現れている。従って、こういった実質的の動向をふまえて、問題を解決する必要がある。

(2) 第二は、外国で行われた養子縁組の内国における承認の問題である。以上の指摘がなされた後、参加者に発言の機会が与えられ、米国、フィリピン、フィンランド、オランダからの参加者の発言があった。日本からの参加者である道垣内助教授からも、現在ハーグ国際私法会議で検討されている養子縁組条約の不十分な点を補うルール作りを、本委員会の目的とすべきではないかとの発言があった。

翌日、次のような決議がなされた。クイーンズランド大会での報告・資料および同報告についての同大会および本大会におけるコメントを考慮し、また、現在草案段階にある養子縁組に関するハーグ条約、一九八九年の国連の「子どもの権利に関する条約」、さらには他の国際機関の作業にも配慮しつつ、「国際養子縁組と子の保護」の委員会が、国際養子縁組に関する法の発展を継続してフォローしつつ、国際私法上の問題につきその作業をおこない、第六六回の会期において当該問題とその将来の作業のプログラムにつき報告を行うよう勧告する、と。

(横山 潤)

③ 軍備管理と軍縮法

一 軍備管理・軍縮委員会は一九九〇年に執理事務会により設立された新しい委員会であり、その委任権限(マંデート)は、国際法の原則と規則が軍備および軍隊の管理または削減ならび

に武力紛争の減少に寄与しうる方法を探究すること（そして、そのさい見出されうる欠点にとくに留意し、適切な改善の勧告を行うこと）にあるとされる。この委員会は軍備管理機関または制度の評価を要請されているのではなく、実質的軍備管理規定そのものの適切性を検討する任務を負うものでもなく、さらに軍備管理条約の検証や遵守に関する規定の効果性を監視する任務を負うものでもない。その目的は、国際法の関連原則および規則の運用に専念することにある。この委員会の設置に先立ちワーキング・グループがこれらの問題を検討して、この主題の範囲を定めたが、その結論（この委員会のカイロ大会報告書に列挙されている）が委員会討議のさいのガイドラインとして役立つ。

二 この委員会の土台を準備するために、委員長（オートラリア／ニュージーランドの Julie Dahlitz）とラポルトゥール（スイスの Detlev C. Dike）は、一九九二年二月ジュネーブで「軍備管理と軍縮の国際法」と題する国際シンポジウムを開催し、その結果が書物として出版された。その後委員会の討議と国際法委員会や国連軍縮委員会の関心をもつメンバーとの会合から、作業計画の最初のアウトラインがつくられた。作業計画にかかわるいくつかの問題点を指摘すれば、軍備管理・軍縮の種々の動機については、集団安全保障の関心と同じく経済的理由が重要で、たとえば世界銀行は債務問題の改善のための貸付を兵器支出の削減とリンクさせ始めていること、また、環境

問題も他方既存の条約規定の分析を基礎として、条約の進歩への体系的アプローチも必要であり、再検討会議の方法の有効性の評価を含む、立法論的定式が探究されうる。

結局、おおよそつぎに列挙するような事項が検討課題となる。既知のそして予測しうる軍備管理紛争のタイプと性質。軍備管理の多義性の効用、回避および解決に関する諸事項。軍備管理紛争の回避および解決に関する国際法の一般原則の関連性。軍備管理条約義務の国内的履行。軍備管理受諾に関する域外管轄権を律する規則の適切性。争いのある共同境界を有する諸国間の軍備管理の特別問題。軍備管理約束の妨げられない受諾と分断された国家における紛争の回避。軍備管理検証手続に特有の紛争。軍備管理規定の受諾に関する紛争。現行のおよび考慮中の軍備管理紛争解決手続と裁判所。軍備管理・軍縮に関連した国際法の平和と安全に対する脅威で国連憲章三三条の適用されるもの。軍備管理紛争の回避と解決における安全保障理事会の役割。軍備管理・軍縮紛争の解決における国際司法裁判所の将来の役割の予測。軍備管理条約で使われる語句で普遍的に受け入れられる専門的定義を必要とするもの。

三 カイロ大会での委員会は四月二十五日約一五名ほどの参加をえて開かれた。ラポルトゥールの Dike 教授が病欠のため、代わって Dahitz 委員長がこれまでの経過とこれからの取組みを説明した。その後フロアから、委員会が今後検討すべき事項などについてさまざまな発言があり、注文も出された。

法、人道法および人権法の規定が特定種類の兵器の生産や使用を抑制させること、などがあげられる。軍備管理・軍縮条約への参加は政治問題であるが、*pacta sunt servanda* の法的義務に基づく法的側面をも有する。また、他の法分野（とくに国際経済法）との比較ないしアナロジーの問題もある。軍備管理・軍縮法の諸原則は安全保障理事会の決定や総会の全会一致の決議に基づきうる。政治的コミットメントも有意な効果をもたらす。ヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE）の文書の研究も有益である。慣習法、一方的宣言、国際機関の決議も重要であるが、軍備管理の主要な方法は条約作成のアプローチであろう。軍備管理・軍縮条約の解釈、それらに対する留保などについて、条約法条約の規定が参考になる。条約の履行もそれが self-executing かどうかによって、また軍備管理・軍縮の進展につれ（たとえば二元化学兵器の先駆物質の生産・開発）、問題となる。また、軍備管理・軍縮条約の有効期間の問題、たとえば武力紛争の発生を理由に事情の根本的变化を援用しうるかといった問題があり、さらにこれらの条約の国家承継も今日大きな関心を呼んでいる。検証は複雑な問題であり、軍備管理紛争をさけるためにも、平和的解決のメカニズムが履行されねばならない。このメカニズムはさまざまなタイプの検証方法にしたがって異なりうるし、とくに信頼醸成のメカニズムが拡大される。紛争解決手続については国際経済法や国連海洋法条約で展開された方式が軍備管理・軍縮の必要に応じうるという見解

Dahlitz 委員長がこれらに答えて、最後は決議案を読み上げた。これは全会一致で採択された。決議では「軍備管理紛争の回避と解決」というトピックのもとでペーパーを準備することや、国連の国際法委員会や軍縮会議との一層の協力（オブザーバーの地位を引き受けることを含む）を期待することが述べられた。なお、この委員会の前日、Dahlitz 委員長の招集で数人の委員が会合し、右のトピックについて各委員が項目を分担し、本にまとめることが決められた。（藤田久一）

② 難民の法的地位

難民の法的地位に関する部会は、四月二十五日午後、von Mehren 教授（米）を座長にして行われた。

まず、委員長の Lee（米）が委員会の報告「難民に対する賠償についての国際法原則に関する宣言案」について説明したが、これはワルソー会議以来審議が重ねられてきたものであり、前回のクイーンズランド会議で異論の多かった庇護国に対する賠償の部分を除くと共に若干の修正を加えたものである。結果的にこの草案が採択されたので、ここにその内容（前文及び注釈を除く）を紹介する。

原則 1 世界の難民を保護する責任は究極的に自国民に直接的又は間接的に逃亡を強い、あるいは国外にとどまることを強いる国家にある。難民の帰国、庇護国又は第三国における定住までの間、庇護国、国際機関（例えば、UNHCR、UN-

RWA, IOM) 及び援助機関 (政府及び非政府機関) がこの責任を果たしているということは、難民に対して適切な賠償の支払いを含めて、難民発生国の基本的責任を免れさせるものではない。

原則2 難民は本国から直接的、間接的に去ることを強いられる者であるので、難民は故郷として選択する場所に住むことができるということを前提とする世界人権宣言のすべての条項の完全且つ実効的な享有を妨げられている。したがって、人を難民にする国家は過ちを正す義務をつくり出す国際違法行為を犯すものである。

原則3 難民を発生させる行為は、それが「国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部分破壊する意図をもって」行われる場合には、集団殺害と類似するものである。

原則4 国家は、外国人に対して賠償する国際法上の義務と同程度に、自国を去ることを強いられた自国民に対して賠償する義務を負う。

原則5 難民を発生させることによって「国際違法行為」を犯した国家は、場合に応じて、次のことを行うよう求められる。

- (a) その行為を中止すること
- (b) 国内法によって定められた救済措置を適用すること
- (c) 行為以前に存在した状況を回復すること
- (d) 現状の回復が不可能な場合は、金銭賠償を支払うこと
- (e) 行為の反復又は再発に対する適切な保障を与えること

報告と共に国連 (UNHCR, UNRWA) の他の関連国際機関に伝達されることになった。

(川島慶雄)

② 新国際経済秩序の法的側面：持続可能な発展の法的側面

一 本委員会は、今大会で発展的に解消して新たに「持続可能な発展の法的側面 Legal Aspects of Sustainable Development」委員会として再編成されるため、今回が旧委員会の最後、新委員会の最初の会合である。なおこれに伴い、日本支部は、新委員会の正委員に松井芳郎名古屋大学教授、代理委員に位田を委嘱し、今大会には位田が出席した。

二 委員会は、まず四月二日 (水) 午後二時半から非公開会合を開いた (位田出席)。ここで委員長ホサイン (バングラデシュ) から委員会再編成の趣旨と経緯が説明され、出席した一八名の委員の間で意見交換の後、これを了承し、更に新委員会のマナデートと作業計画について大筋で合意が成った。

三 公開会合は、二五日の予定を、非公開会合で二四日に変更され、同日開かれたが、その直後にこの急な変更を知った研究主任クロフォード (豪) は公式会合と認めず、「非公式」とされ、当初計画通り二五日 (土) 午後二時に改めて公式公開会合が開かれた。但しこの会合は形式的で (出席者四名のみ)、実質的議論はなかった。以下では、二四日の会合につき報告する。

資 料 会合は、午後〇時半より、バーヴィス判事 (豪) を座長とし

原則6 難民の損害賠償についての権利を実施するために、国家は、直接又は国際連合及び非政府機関を通じて、この権利の実現のために難民の本国に対して経済・開発援助を与えなければならぬ。

原則7 国際連合は、難民の利益の保護者としての役割を果たすに際して、難民に対する損害賠償基金を求め且つ運用することが出来る。

原則8 難民又は国連難民高等弁務官が将来難民の本国から賠償を求めることができるということは難民に対する人道的援助を控えたり、または国際的分担への参加を拒む口実とされてはならない。これらは難民の必要に応え、または尊厳と安全の内に自発的帰国を容易にするための仲介を含む永続的解決を提供するために行われるものであって、これによって損害賠償を支払う必要性を除去または減少することになるのである。

以上の原則案に対して、Choi (韓国)、Hoffman (独)、Pantovic (ユーゴスラヴィア)、Verdag (オランダ)、Natziger (独)、久保 (日)、Martin (米) などから若干の質問・意見等があったが、大筋においてこの原則案は、二、三の字句の修正を経て採択された。これによって、難民の法的地位委員会の当面の作業は一応終了したこともあって、委員会の何らかの再構成が図られることになった。その際、伝統的な難民問題と人の集団移動に関する新しい問題を取り扱うことになるであろう。

で開かれた。まず、委員長ホサインが、委員会のこれまでの作業とその成果を感慨を込めて次の様に報告した。マニラ大会を機に設置された本委員会は、NIEOの様々な問題を研究してきた。とりわけ一九八六年ソウル大会が採択した「新国際経済秩序に関する国際法の諸原則の漸進的発達に関する宣言」(「ソウル宣言」)は、NIEOに関する法原則を広範な形で列挙したものである。また委員会は、小委員会を設けて個別の分野の問題を検討すると共に、七度にわたってシンポジウムを開いた。委員会は今大会を境に「持続可能な発展の法的側面委員会」に再編成されるため、今回の報告書は新旧の橋渡しとなるものである。新委員会は、環境と発展の特別な関連を念頭に、持続可能な発展に関する諸原則、技術移転や投資等ウルグアイ・ラウンド内での諸問題、発展の様々な担い手の参加を確保する制度的改善、環境保護に関する法的問題の四重点に焦点を当てる。この再編成は継続と刷新を意味し、先進国と途上国の双方から若い新しい委員の積極的参加を期待する。

次いで報告者プライツチ (ユーゴ) は、ユーゴスラヴィアの最近の情勢に言及した後、今回の報告書を要約した。報告書はI序論・NIEOから持続可能な発展へ、II持続可能な発展の概念・予備的考察、IIIフルントラント委員会環境法専門家グループの提案する環境保護と持続的発展のための法原則の再検討と批判的評価、IV今後の作業計画、から成る。「環境と開発に関する世界委員会」(フルントラント委員会) 報告書「我々

の共通の未来」をきっかけに、環境と開発の密接な関係が認識されてき、本年六月には国連環境開発会議も開かれる。かかる展開の中で本委員会も「持続可能な発展」を研究対象として再編成が提案された。これまでの主要な国際文書や各国政府、学者の主張を検討すると、その中核的概念要素は a 限界、b 基本的必要、c 成長の保証、d 衡平、e 生態系、f 変化、とならう。この問題には統合的アプローチによる世界戦略が必要であり、報告書はそのための法的枠組を設定する諸要素を提示している。そして新委員会は、持続可能な発展の概念の明確化、そのための規範枠組みの策定、制度的取極めの改善、貿易・技術移転・投資における開発協力を柱として作業を行うことになるう。

続いて決議案が配付され討論に入った。イエーニケ（独）は決議案の(a)(ii)につき、貿易政策でなく持続可能な発展の政策の監視に修正するよう提案した。ファン・テマート（蘭）は、(d)につき、先進国による環境破壊の削減と途上国への損害賠償を主張し、この問題が途上国・先進国双方の発展に関わることの明記を提案した。チョウドリー（印）は、今後の作業計画に関連して、環境と発展の間に論理的紐帯が構築されるべきであり、本委員会はその橋渡しを目標とし、ソウル宣言を出発点として多くの重要な文書を研究して行くべきである、という。

ベータース(蘭)は、(d)での環境と天然資源の密接な関連の明示、(a)の elucidation の意味につき示唆し、曹(韓)は、研究範囲にわたる過去と将来を区別するべきでないこと、ソウル宣

並、ある種天會提議新委員會が、優先的問題を定め、次回大会上に
第二報告書を提出するよう要請する。(位田隆一)

理事会・総会

理事会は、四月二一日午前及び二六日午前の二回開催され、総会は二六日の午前の理事会に引き続いて開催された。主な決定事項及び報告事項は次の通りである。

(1) 新プレジデントとして、Said El Dakkak 氏（エジプト支部プレジデント）を選出した。

(2) 総会において、本部会費(支部から本部への納付金)について、次の三点が決定された。

① 一九九三年より、従来の米ドルから英ポンドによる納付に変更する（自国通貨で納付する場合には、毎年三月一日の公式換算レートを用いる）。これは、本部がロンドンにある関係上、その支出のほとんどが英ポンドによるためである。

② 個人会員一人あたりの会費を従来の三〇米ドルから二〇英ポンドに変更する。三〇ドルをそのままポンドに換算すると一九九二年三月現在で一七・一四ポンドとなるが、三〇米ドルと定められたのが一九八八年であり、以来、英国の物価は二一・九％上昇し、特に本部のオフィス賃貸料は五〇・五％上昇しているためである。

資料

③ 一人あたりGNPが五〇〇ドル以下の国の支部からの本

言がコンセンサスと「合意」により採択された（前文）ことを強調した。マランツク（蘭）は、この問題の財政的側面の重要性及び紛争解決の枠組みの問題の検討の必要性を提案した。ギンター（填）は、持続可能な発展を促進するための国際制度 International Regime を検討するよう修正案を出した。デ・ワールト（蘭）は、自国の N I E O 作業グループのコメントを示しつつ、委員会の名称を「国際経済法と持続可能な発展」とすることを提案した。再びチョウドリー（印）は、先進国と途上国を含めたグローバルなアプローチの必要を強調しつつも、委員会の権限範囲を明確に定めるよう述べた。

委員会の権限範囲を明確に定めるよう述べた。

四 委員会は、上述の諸修正案を採り入れる決議案を採択した。決議によれば、大会は、委員会の作業を振返り、ソウル宣言ほか貿易、金融、投資、天然資源、債務、発展権等の分野での成果と貢献を評価し、「発展」の問題が「持続可能な発展の法的側面」新委員会の付託事項に入ることに留意し、以下のような今後の作業計画を承認する。(a) 持続可能な発展の規範枠組みを構成する諸原則—特に(i)参加、収益性、権利、責任と救済等を含む諸原則、並びに、(ii)国際機構の政策の評価と監督に関する原則—の明確化、(b) ウルグアイ・ラウンドとの関連で貿易、技術移転、投資等につき途上国に生ずる法的問題の検討、(c) 発展の様々な担い手間の協力の制度の改善、(d) 途上国に関する環境の保護と損害についての法的問題、(e) 持続可能な発展の実施のための財政取極めの検討、(f) 適切な紛争解決メカニズムの研究

部会費については、五〇％負担を軽減することができる。

(3) 次回第六六回大会は、一九九四年八月二十四日から二〇日までブエノスアイレス（アルゼンチン）において開催することを決定した。なお、第六七回大会は、一九九六年にヘルシンキ（フィンランド）で開催の予定である。その後については、ドイツ等が大会招致を考慮中とのことである。

(4) 一〇〇、〇〇〇ポンドを目標に進められている募金活動は、一九九一年一〇月三十一日現在で、七二、七三四ポンドに達している旨の報告があった。このうち、日本からは三万ポンド以上の寄附がなされているが、特に、会議開催のための基金として「Japan Foundation (国際交流基金)」を通じてなされた日本企業からの寄附は三〇、九四〇ポンドに達している。

(5) 常任委員会がとりまとめ、総会に提出された各国際委員会の決議案は、会期中に正式に開催された一六の委員会のうち「人權法の実施」と「長距離大気汚染の法的側面」を除く一四の委員会からのものであり、若干の字句の修正を留保して、すべて採択された。

(香西 茂・村瀬信也・道垣内正人)